

表 TSSビザの概要

	短期ストリーム	中期間ストリーム
ビザ期限	2年間 日本国籍保持者は「日本・オーストラリア経済連携協定（日豪EPA）」により、4年間の申請可能（4年間の自動付与ではない）	4年間
ビザ更新	オーストラリア国内で1回のみ可能 海外からの申請には条件あり	可能
職業リスト	STSOL	MLTSSL 地方は追加リストあり
英語力テスト	1科目最低4.5以上かつ全体平均で5.0以上のスコア（IELTS）	1科目最低5.0以上かつ全体平均で5.0以上のスコア（IELTS）
（免除条件）	以下のいずれかに該当する場合、英語力テストが免除される。 ・カナダ、NZ、アイルランド、英国、米国のパスポート保持者 ・英語によるフルタイムの英語教育（中学、高校、大学）を5年間以上受けた者 ・外交官、領事官など他国の外交任務に従事する者 ・他国からの駐在員かつ年間給与が9万6,400豪ドル以上の者	
永住ビザ	切替不可	切替可能（ただし、3年経過後） 45歳までしか認められない
ビザ申請料金	1,150豪ドル	2,400豪ドル
共通要件	・追加要件（Caveats）が付されている職種あり ・2年以上の関連業務経験が必要 ・国内で人材が確保できない理由や確保できないことの証明のために労働市場調査が必要（日本国籍保持者は日豪EPAにより不要） ・オーストラリア人労働者の雇用被差別を証明する無差別雇用テストの実施 ・最低給与水準あり（年間5万3,900豪ドル以上） ・16歳以降、過去10年間かつ12カ月以上滞在した全ての国での犯罪経歴証明書（無犯罪証明書）の提出義務あり。 ただし、ビザ申請者の無犯罪が認定スポンサーによって確認される場合は、オーストラリア以外の国での犯罪経歴証明書の提出が免除される。 ・ビザ申請者の給与について、内務省、国税局など間で税務番号の共有、調査等が行われる ・スポンサー企業がビザ取得に係る義務を違反していた場合、スポンサー企業名が公開される ・オーストラリア人の職業訓練費用の支払義務（※） TSSビザ対象者1人当たり 年間 1,200豪ドル（売上高1,000万豪ドル未満の企業） 1,800豪ドル（売上高1,000万豪ドル以上の企業） ※トレーニング・ファンド・レビー（新設基金）に納入する。 ビザ申請時点で、トータル金額を一括払いする必要があり、かつ、返金されない。 これを財源に、オーストラリア人に対する職業訓練が行われる。	

（出所）オーストラリア連邦政府発表資料などよりジェトロ作成